

坂戸市建築物耐震改修促進計画

【令和8年度～令和12年度】



令和8年3月

坂戸市

〔 目 次 〕

第 1 章 はじめに

1	計画の概要	1
2	坂戸市の被害想定及び他計画との関連性	4
3	計画の期間	5
4	対象建築物	5

第 2 章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1	坂戸市の耐震化の状況	7
2	本計画における耐震化の目標	10

第 3 章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1	耐震化の促進に向けた取組方針	11
2	具体的な施策	11

第 4 章 計画を推進するための体制

18

第1章 はじめに

1 計画の概要

(1) 坂戸市建築物耐震改修促進計画の目的

坂戸市建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)第6条第1項に基づき策定するものである。

本計画は、昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準の既存耐震不適格建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定等に至るまでの主な経過は表1のとおり。

表1 本計画策定等に係る主な経過

年月	経緯	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7 死者68人
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)の告示	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%

平成22年3月	坂戸市建築物 耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 公共100%、民間90～95%
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進 基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	坂戸市地域防災計画改定	各種の災害に対する予防、応急対策、復旧・復興を中心に定めたもの
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示
平成28年3月	埼玉県建築物 耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95%
平成28年3月	坂戸市建築物 耐震改修促進計画改定	平成32年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 公共100%、民間95%
平成28年4月	平成28年熊本地震	最大震度7（2回記録）死者273人 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成30年6月	大阪府北部の地震	最大震度6弱 死者4人（うちブロック塀崩落により2人死亡）
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化

令和元年7月	埼玉県建築物 耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物 耐震改修促進計画改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 耐震診断義務化建築物 おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村 100%、民間 おおむね解消
令和3年3月	坂戸市建築物 耐震改修促進計画改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 公共 100%、民間 おおむね解消
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年までに耐震性が不十分な住宅 をおおむね解消とする目標を明示 令和7年までに耐震性が不十分な診断義務 付け対象建築物をおおむね解消とする 目標を明示
令和4年3月	坂戸市国土強靱化 地域計画策定	あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態 に陥ることを回避するために、平時（災 害発生前）の備えを中心に定めたもの 計画的な耐震化を進めることで「被害の 発生抑制により人命を保護する」ことを 目標として明示
令和6年1月	令和6年能登半島地震	最大震度7 死者 698人 （令和7年12月25日時点） 平成12年5月31日以前に新耐震基準に より建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和7年4月	坂戸市建築物 耐震改修促進計画一部改定	近年の大地震において、新耐震基準建築 物にも被害が多く発生していることか ら、市における補助対象を平成12年5月 31日以前に着工された建築物まで拡大 危険なブロック塀等の撤去補助を開始
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅を おおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築 物のうち要緊急安全確認大規模建築物に ついては令和12年までに、要安全確認計 画記載建築物については早期におおむね 解消する目標を明示

2 坂戸市の被害想定及び他計画との関連性

(1) 地震被害想定

県では、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」（以下「県被害想定調査」という。）により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震の 5 つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしている。

なかでも、県被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月）において、30 年以内の発生確率が 70% とされた首都直下地震の一つである東京湾北部地震では、本市においても震度が 5 弱から 5 強と想定されている。

一方、本市への被害は、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」が最も大きいとされており、この地震により想定される震度は市域の大半が震度 6 弱と 6 強、一部震度 7 とされていることから、坂戸市地域防災計画は、この地震を前提に策定している。

市における主要な被害予測結果としては、建物の全壊を 1,029 棟、半壊を 3,325 棟、死者・負傷者を 769 人、一週間後の避難者数を 6,923 人としている。

(2) 他計画との関連

本計画は、「第 7 次坂戸市総合計画」を上位計画とし、施策の一つである「安心して暮らせる住宅環境づくり」を目指すために、「埼玉県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）をはじめ他計画との整合・連携を図るものとする。

① 埼玉県建築物耐震改修促進計画との整合

耐震改修促進法第 6 条において、市町村は、都道府県が作成した耐震改修促進計画に基づいて、市町村の耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとする規定されていることから、本市は、県計画に基づき内容の整合を図り本計画の改定を行う。

② 坂戸市地域防災計画との関連

坂戸市地域防災計画の震災対策編は、地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

公共建築物等の耐震性の向上については、本計画に基づいて耐震改修の推進体制を整備し、耐震性の向上を図ることが明記されている。

③ 坂戸市国土強靱化地域計画との関連

坂戸市国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前）からの備えを中心に定めた包括的な計画であり、事前に備えるべき目標の一つである「被害の発生抑制により人命を保護する」を目指すため、建築物等の耐震化の推進について明記されている。

④ 埼玉県住生活基本計画

埼玉県住生活基本計画は、本県の住宅施策の目標や目標達成に向けた施策などを定めた計画である。

住宅施策の目標の一つに「災害に強いまちづくり」があり、指標の一つとして耐震性を有しない住宅ストックの比率（令和12年度までにおおむね解消）を定めている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

期間中の社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、定期的に耐震化の進捗や施策の状況を確認し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

4 対象建築物

本計画で耐震化の目標を設定して取り組む対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された以下のものとする。

(1) 住宅

居住世帯のある住宅

(2) 多数の者が利用する建築物

表2に掲げる用途及び規模に該当する建築物

(3) 耐震診断義務化建築物※1

要緊急安全確認大規模建築物※2 及び要安全確認計画記載建築物※3

※1 所管行政庁は埼玉県（県計画を参照）

※2 耐震改修促進法附則第3条第1項に規定される建築物

※3 耐震改修促進法第7条に規定される建築物

表2 多数の者が利用する建築物一覧

本計画における用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園※	2階	500 m ²
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000 m ²
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000 m ²
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000 m ²
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000 m ²
店舗等	展示場	3階	1,000 m ²
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000 m ²
	遊技場	3階	1,000 m ²
	公衆浴場	3階	1,000 m ²
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000 m ²
	卸売市場	3階	1,000 m ²
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000 m ²
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000 m ²
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園※	2階	500 m ²
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000 m ²
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000 m ²
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000 m ²
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000 m ²
その他	体育館	1階	1,000 m ²
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000 m ²
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000 m ²
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000 m ²
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000 m ²
	事務所	3階	1,000 m ²
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000 m ²
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000 m ²

※本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 坂戸市の耐震化の状況

市内における、旧耐震基準の対象建築物（「住宅」、「多数の者が利用する建築物」及び「耐震診断義務化建築物」）の耐震化状況については、次のとおりである。

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、県と市の役割分担のもと、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきた。近年の耐震化率※1の推移は表3のとおり。

表3 住宅の耐震化率の推移

(単位：戸)

	昭和56年5月までの 旧耐震基準の住宅			昭和56年 6月以降 の新耐震 基準の住 宅	計	耐震化率
	耐震性なし ※2	耐震性あり ※2				
	a	b	c			
平成30年 10月1日 ※3	12,399	2,573	9,826	31,671	44,070	94.2%
令和5年 10月1日 ※3	10,605	2,132	8,473	34,305	44,910	95.3%
令和6年 3月31日 ※4	10,145	2,022	8,123	35,161	45,306	95.5%
令和7年 3月31日 ※4	10,013	1,991	8,022	35,424	45,437	95.6%

※1 耐震化率：昭和56年5月までに工事に着手した建築物のうち耐震性があるとされるものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合で算出

※2 最新の国土交通省の算定方法により按分

※3 住宅・土地統計調査（総務省）

※4 坂戸市推計（住宅・土地統計調査より）

耐震化率の算出については、総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に推計しており、令和5年度住宅・土地統計調査の結果を基に推計した結果、令和6年度末（令和7年3月31日）時点での住宅の耐震化率は95.6%である。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物については、県と連携し市有建築物と民間建築物に対してそれぞれ耐震化の促進を図ってきた。耐震化率の推移は表4のとおり。

表4 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移 (単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率
			d			
	耐震性なし	耐震性あり				
a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)	
令和3年3月31日	193	21	172	152	345	93.9%
令和4年3月31日	192	20	172	154	346	94.2%
令和5年3月31日	190	19	171	156	346	94.5%
令和6年3月31日	187	17	170	156	343	95.0%
令和7年3月31日	186	16	170	156	342	95.3%

耐震化率の算出については、市有建築物及び民間建築物を合算し、令和6年度末(令和7年3月31日)時点の多数の者が利用する建築物の耐震化率は95.3%である。

① 市有建築物

市有建築物については、地震発生時の避難場所など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となることから、耐震化について積極的に取り組んでいる。

令和6年度末(令和7年3月31日)時点の多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況は表5のとおり。

表5 令和6年度末の多数の者が利用する市有建築物の耐震化率 (単位：棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率
			d			
	耐震性なし	耐震性あり				
a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)	
学校	16	0	16	3	19	100%
病院・診療所	0	0	0	0	0	—

劇場・集会所等	1	0	1	1	2	100%
店舗	0	0	0	0	0	—
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—
賃貸住宅等	4	0	4	0	4	100%
社会福祉施設等	3	0	3	0	3	100%
消防庁舎	1	0	1	0	1	100%
その他一般庁舎	2	0	2	0	2	100%
その他	1	1	0	4	5	80%
合 計	28	1	27	8	36	97.2%

② 民間建築物

民間の多数の者が利用する建築物に対しては、所管行政庁である県と連携して耐震化の促進に取り組んでいる。

令和6年度末（令和7年3月31日）時点の多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況は表6のとおり。

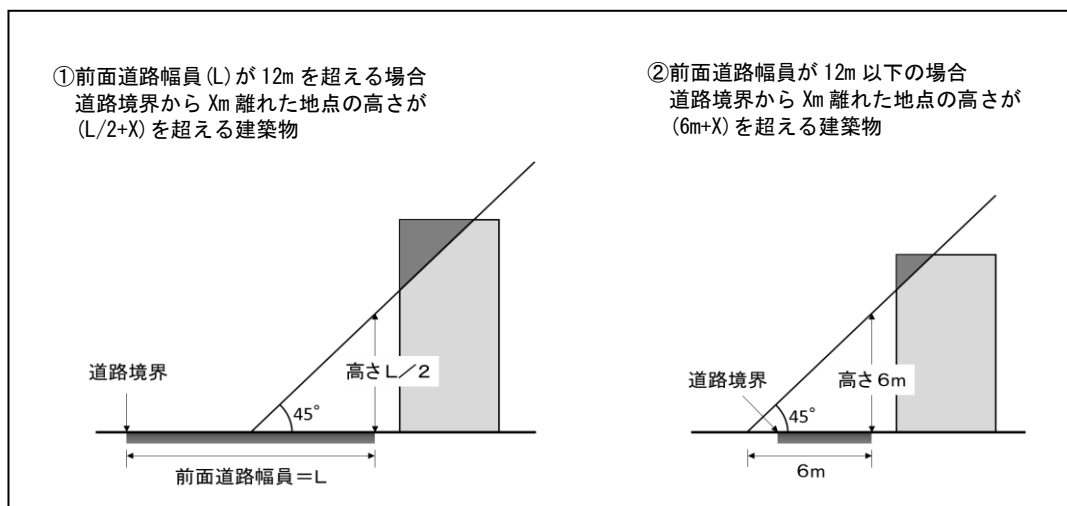
表6 令和6年度末の多数の者が利用する民間建築物の耐震化率（単位：棟）

	昭和56年5月までの 旧耐震基準の建築物			昭和56 年6月 以降の 新耐震 基準の 建築物	計	耐震化率		
			d				e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
	耐震性なし	耐震性あり						
a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)			
学校	9	4	5	5	14	71.4%		
病院・診療所	3	2	1	5	8	75.0%		
劇場・集会所等	0	0	0	1	1	100%		
店舗	6	1	5	5	11	90.9%		
ホテル・旅館等	0	0	0	3	3	100%		
賃貸住宅等	129	4	125	63	192	97.9%		
社会福祉施設等	1	0	1	17	18	100%		
消防庁舎	—	—	—	—	—	—		
その他一般庁舎	—	—	—	—	—	—		
その他	10	4	6	49	59	93.2%		
合 計	158	15	143	148	306	95.1%		

(3) 耐震診断義務化建築物

耐震診断義務化建築物である要緊急安全確認大規模建築物及び耐震診断を義務付ける路線を閉塞するおそれのある建築物（図1）である要安全確認計画記載建築物に対しては、所管行政庁である県と連携して、建物所有者への継続的な個別訪問や支援制度の拡充により重点的に耐震化の促進を図る。

図1 閉塞するおそれのある建築物



2 本計画における耐震化の目標

本計画における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は表7のとおり。

表7 令和12年度における耐震化の目標

建築物種別		令和6年度 実績	現計画の目標 令和7年度	新しい目標 令和12年度
住宅		95.6%	95%	おおむね解消
多数の者が利 用する建築物	市有建築物	97.2%	100%	100%
	民間建築物	95.1%	おおむね解消	

第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、本市は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、次に掲げる施策に取り組む。

2 具体的な施策

(1) 住宅の耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、所有者等の震災対策に対する意識の啓発のための情報提供や、耐震化における負担の軽減等が必要である。本市では、住宅の耐震診断、耐震改修の促進を図るための施策を積極的に展開する。

・補助制度

既存木造住宅耐震診断及び既存木造住宅耐震改修の補助制度を広く市民に周知し、更なる住宅の耐震化を図る。

また、本計画の対象としている住宅ではないが、旧耐震基準の住宅が比較的が多い空き家についても、空き家対策事業の補助制度（空き家等除却費補助金）を周知することで、市民の安全及び安心の向上を図る。

・相談窓口の設置及び情報提供

住宅の耐震化に関する相談窓口を設置し、情報提供による意識の啓発や、市民ニーズの把握等の結果を各取組に反映させ、耐震化の促進を図る。

・パンフレット等の作成・配布

本市で行っている耐震診断及び耐震改修に関する補助制度等の周知を図るパンフレット等の配布を行い、耐震化に関する市民の意識向上と補助制度等の周知を行う。

・木造住宅の無料簡易耐震診断の実施

窓口において、木造住宅の無料簡易耐震診断を実施している。また、自治会、自主防災組織等と共催で実施する「我が家の耐震診断相談会」等において、無料簡易耐震診断を実施し、住宅の耐震化促進に向け、更なる体制の整備・充実を図る。

- ・ **坂戸市職員出前講座による啓発**

市民等からの依頼に基づき、震災予防に関する職員出前講座を開催し、耐震化の重要性及び必要性についての普及、啓発を行う。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の促進に関する取組

- ・ **市有建築物の耐震化の促進**

多数の者が利用する市有建築物の耐震化については、速やかに完了するよう努める。また、本計画の対象となっていない市有建築物についても、災害活動時の必要性等を考慮し、状況に応じた的確に耐震化を図るとともに、各建築物の耐震化情報の公開に努める。

- ・ **民間建築物の耐震化の促進**

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進については、所有者等への意識啓発や負担軽減が重要である。これらの建築物は、多くの市民が日常生活において利用することから、震災で倒壊した場合、大きな被害が予想される。本市では、県と連携し建築物の所有者への耐震改修の必要性の啓発を行うとともに、県が実施する各種支援・制度等の周知に努める。

- ・ **補助制度**

県は、多数の者が利用する民間建築物の耐震化を促進するため、耐震化に関する補助制度を設け、所有者の費用負担の軽減を図るよう努めている。

本市は、県が実施する補助制度等の周知に努める。

- ・ **耐震サポーター登録制度**

県は、建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口の一つとして、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表しており、建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう周知に努めている。

本市は、県が実施する制度等の周知に努める。

- ・ **金融機関による融資**

県は、県内3金融機関で設けている耐震診断や耐震改修の実施にあたり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度や、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度の周知を図っており、本市においても周知に努める。

・相談窓口の設置及び情報提供

県は、多数の者が利用する民間建築物の所有者に向けて、建物の耐震化に関する相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化の促進を図っている。

本市においても県が設置した相談窓口について周知に努める。

(3) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進に関する取組

震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化に取り組む必要がある。

本市では、所管行政庁である県と連携し、これらの建築物の耐震化に取り組む。

市内の県指定緊急輸送道路※（令和7年7月現在）

区 分	路 線 名
第一次特定緊急輸送道路	関越自動車道 首都圏中央連絡自動車道（圏央道） 国道407号
第一次緊急輸送道路	なし
第二次緊急輸送道路	県道川越坂戸毛呂山線 県道日高川島線 県道上伊草坂戸線 県道ときがわ坂戸線 市道第2019号線 他8路線

※緊急輸送道路 埼玉県県土整備部道路環境課ホームページより

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/jigyousyokai/k-road.html>

(4) その他の対策

・新耐震基準の木造住宅への対応

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、新耐震基準の住宅のうち、平成12年5月31日以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認された。

このことから、市では本計画の対象を超えて、必要に応じて新耐震基準以降の既存不適格建築物に対しても啓発活動を充実させるとともに、平成12年5月31日以前に建築された住宅についても補助事業等で支援することにより、さらに住宅の耐震化を図る。

・税の優遇措置

旧耐震基準で建てられた住宅を耐震改修した場合の税制優遇について周知を図る。

・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度

市は、県と連携して高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、地域の実情に応じ高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努める。

・エレベーター等の地震対策

平成23年3月に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、埼玉県を含め全国20都道県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。大地震が発生した場合は、エレベーターの閉じ込め等が発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

市は、県と連携してエレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどとともに、地震対策に努めるよう周知に努める。

・窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は、県と連携して地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル、看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の促進に努める。

・ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊しやすく、生命に関わる被害が生じることや、道路を塞ぎ通行に支障をきたし、避難や救急・救命活動を妨げるおそれがあることから、市ではブロック塀に係る建築基準や既存の塀の点検方法などについて、相談窓口を設置し、ブロック塀の安全対策について普及及び啓発を行う。

また、避難路の沿道に存する危険なブロック塀等の除却費用に対し、補助事業等で支援することにより、避難路の安全確保を促進する。

なお、避難路は、坂戸市地域防災計画に定める避難所等に直接通じる建築基準法第42条に規定する道路及び建築基準法の適用がない坂戸市道とする。

・リフォームの機会を捉えた耐震改修

耐震改修だけでは、所有者の改修意欲が上がらない場合などが考えられる。そこで、市は、県と連携して省エネやバリアフリー等のリフォームと合わせた耐震改修の情報提供等を行い、所有者の耐震化の意欲向上に努める。

・段階的な耐震改修

住宅全体の耐震基準を満たすことが必要であるが、所有者の資金不足等により、直ちに耐震基準を満たす耐震改修等を実施することが困難となる場合が考えられる。

そこで、当面の措置として、緊急的に耐震基準を満たさない水準で耐震改修を実施し、資金不足等の課題が解消された後に、住宅全体の耐震基準を満たす段階的な耐震改修を実施することなども考えられるため、市は、県と連携して地域の実情に応じ、段階的な耐震改修の普及に努める。

・耐震シェルター等の活用

耐震改修が完了していない旧耐震基準の木造住宅は、地震により倒壊する危険性があるため、生命に関わる被害が生じることが考えられる。

そこで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守ることができるよう、耐震シェルター等の活用を促進する。

・室内の安全対策

地震発生時には、室内における家具類の転倒・落下による深刻な人的被害や、避難・救助の妨げが生じることが予想される。

本市では、家具類の転倒・落下による事故を防ぐため、職員出前講座や県と連携してパンフレット等の配布を行うなど、室内の安全対策についての普及活動を行う。

・地震保険の加入率向上

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果がある。令和6年の地震保険の世帯加入率は、全国平均で約35.4%、埼玉県の世帯加入率が約33.7%となっている。

市は、県と連携して地震保険の保険料及び補償内容の情報提供など、地震保険の加入率向上のため、普及啓発に努める。

・坂戸市防災マップの活用

市は、坂戸市防災マップにおいて、本市の地震被害想定、地震発生時の避難行動及び地震への事前準備と地震ハザードマップを公表している。

本市では、坂戸市防災マップを広く市民に周知し、地震対策に活用するよう啓発する。

・家庭、地域での防災対策『命を守る3つの自助編』

県は、「地震への備えを『特別なこと（モシモ）』にせず、日常の生活の中で自然体で当たり前のこととして取り組む『イツモ防災』が大切」をコンセプトに、イツモの備えを具体的に分かりやすく伝えるための「防災マニュアルブック『命を守る3つの自助編』」を作成・周知し、防災への啓発を行う。

市は、県と連携して「防災マニュアルブック『命を守る3つの自助編』」を市民に配布して周知を行い、防災への啓発を行う。

・高層マンションの震災対策

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

県は、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」を作成しマンションの防災対策を促進している。市は、県と連携して情報提供に努め、マンションの防災対策を促進する。

・建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

市は、県と連携して建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修等の促進に努める。

・建築物の大雪対策

平成26年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

市は、県と連携して法改正や各種制度の通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図るよう努める。

・計画認定

県では、耐震改修促進法第17条の規定に基づき、建築物の耐震改修を実施しようとする者から、容積率、建ぺい率の特例措置の計画認定の申請があった場合、その内容が同条に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定を行っている。

・耐震認定マーク表示制度

県では、耐震改修促進法第22条の規定に基づき、耐震認定マークを表示するための建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請があった場合、その内容を精査し、認定を行っている。

第4章 計画を推進するための体制

県、市町村及び建築関係団体は、次の協議会等を通じて、建築物の耐震化の促進を図るための体制づくりを行っている。

(1) 彩の国既存建築物地震対策協議会

本協議会は、埼玉県内に所在する現行の耐震設計基準に適合しない建築物の耐震性の向上等の地震前の対策及び被災建築物応急危険度判定等の地震後の対策に関し、会員相互で各種情報の交換、調査研究、耐震相談窓口等の事業を行い、本県の建築物に係る地震対策の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に活動している。

同協議会は、平成10年1月に創設し、会員75団体（埼玉県、63市町村、及び11建築関係団体 令和7年4月時点）で構成している。本市も、当協議会の趣旨に賛同した会員である。

(2) 応急危険度判定体制の整備

被災建築物応急危険度判定士制度は、平成4年に発足し、平成7年1月に発生した平成7年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）で初めて判定活動が実施された。

本市では、多くの建築物が被災した際の、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や、市民の安全の確保を図るため、平成17年3月に被災建築物応急危険度判定要綱を定め、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えている。

(3) 埼玉県住宅供給公社による耐震化の支援

埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、建築物の耐震化を促進するため、住宅の耐震診断及び耐震改修を支援する。

また、市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集合住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修を支援する。

さらに、公社は、県及び市町村の住宅政策の推進に寄与することを目的に、当該事業年度に見込まれる利益の一部を活用して住宅政策貢献事業を展開しており、事業年度ごとの計画に基づき、「緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化推進事業」を実施し、耐震診断及び耐震改修設計に対する費用の一部を助成する。

本市では、これらの情報提供に努め、耐震改修時の負担軽減を図る。